## 川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則(案)

川崎市市民館使用規則(昭和47年川崎市教育委員会規則第29号)の一部 を次のように改正する。

別表舞台設備の項中

Γ

上敷	1 0 0	1	1枚	
----	-------	---	----	--

を

Γ

上敷	1 0 0	1	1枚	
バレエシート	4, 000	1	1式	麻生に適用(テープ別)

に改める。

附則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

## 制定理由

麻生市民館に新たな設備を設けるため、この規則を制定するものである。

川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則新旧対照表

			改正後	浚						改正前	重		
	〇川崎市市民館使用規則	館使用規則		3和 47 4	年9月	昭和 47 年 9 月 13 日教委規則第 29 号	9号	〇川崎市市民館使用規則	館使用規則	品	和 47 年	昭和 47 年 9 月 13 日壽	日教委規則第 29 号
	(第1条~附則	·則 略)						(第1条~附則	調略)				
	別表(第8条関係)	(条)					別	別表 (第8条関係)	(条)				
	市民館設備	市民館設備使用料一覧						市民館設備使用料	使用料一覧				
	1 ポード							1 ホール					
	種別	品名	金額	回数	単位	備考		種別	品名	金額	回数	単位	備考
3			(略)							(略)	(:		
	舞台設備	上敷	100	1	1枚			舞台設備	上敷	100	1	1枚	
		メレエジート	4,000	Н	1式	麻生に適用 (テ			大大鼓	200	Н	11	
						一一プ別)				(婦)			
		大太鼓	200	1	1元								
			(器)					(以下 略)					
	(以下 略)						1						